

教えて！介護保険



介護

vol.1

保険

昨年に引き続き今月号から介護保険についてシリーズでご案内いたします。

今回は、介護保険料及び東日本大震災により罹災された方の減免の制度についてお知らせいたします。

平成 23 年度介護保険料

段階	市税課税状況		本人の所得状況	保険料額 (年額)
	世帯	本人		
1	非課税	非課税	生活保護・老齢福祉年金受給者	22,200 円
2			(所得＋年金収入) が 80 万円以下	22,200 円
3			(所得＋年金収入) が 80 万円超え	33,300 円
4 特	課税	非課税	(所得＋年金収入) が 80 万円以下	42,000 円
4			(所得＋年金収入) が 80 万円超え	44,400 円
5	課税	課税	所得が 200 万円未満	55,500 円
6		課税	所得が 200 万円以上	66,600 円

◆65歳以上の方の保険料
(第1号被保険者)

保険料は、65歳の誕生日の前日の月の分から納めていただきます。

世帯や本人の収入・課税状況に応じて、段階別に保険料が決定されます。

年金が年額18万円以上の方は年金から保険料が差し引かれます。(特別徴収)

年金が年額18万円未満の方は市町村から送られてくる納付書や口座振替により納めていただきます。(普通徴収)

◆40～64歳の方の保険料 (第2号被保険者)

加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険(国保や職場の健康保険)の保険料と一括して納めます。

◆保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに、保険

東日本大震災により罹災された方へ

先の大震災により損害を受けた方は、介護保険料および介護サービス利用料の減免措置がありますので、左記に該当する方は申請をしてください。審査の上、減免を決定いたします。

なお、減免の対象となった方は、既にお支払いいただいた保険料およびサービス利用料の還付が受けられます。

■保険料の減免／平成24年2月納期分まで

①大震災により被保険者の居住する住宅に半壊以上の損害を受けた方

・全壊：全額免除
・大規模半壊・半壊：1/2減免

②大震災による被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入減少額が、前年における収入額の3/10以上であり、総所得金額が400万円以下の方：所得に応じて減免

■利用料の減免／平成24年2月29日まで

保険料の減免の①、②に該当する方は全額免除となります。

■減免の申請手続

・お持ちいただくもの／罹災証明書(コピー可)・印鑑
・申請場所／介護長寿課(岩瀬庁舎)、総合窓口課(大和・真壁庁舎)

■問合せ／介護長寿課 (☎ 58-5111、75-3111 代表)

あなたの描く想像を現実に
より綺麗に より美しく
あなたと感動を繋ぐ存在でありたい。

株式会社 デジタル印刷

TEL.0296-54-2626(代) FAX.0296-54-2724

お気軽にご相談ください。

水廻りでお困りの方

真壁町電熊 164-11
郡司設備 (☎・FAX 55-2465)